

「らくらく突破 第6版 貸金業務取扱主任者〇×問題+過去問題集」
正誤表 第1刷

書籍の内容に誤りのあったことを、本書をお買いあげいただいた読者の皆様および関係者の方々に謹んでお詫びいたします。

また、法改正に伴う記述の変更も記させていただきます。

(2022年6月29日更新)

p. 225 ◎覚え方 上から5行目

| | |
|---|-----------------------|
| 誤 | 自分の名前・住所等、保証となろうとする人 |
| 正 | 自分の名前・住所等、保証人となろうとする人 |

p. 234 「③× (適切ではない)」の上から1行目

| | |
|---|-------------------------|
| 誤 | 後でマンスリーステートメントの交付するときは、 |
| 正 | 後でマンスリーステートメントを交付するときは、 |

p. 328 「② ○ (適切である)」上から2行目

| | |
|---|------------|
| 誤 | 先に到達した譲受人、 |
| 正 | 先に到達した譲受人、 |

■法改正に伴う修正

個人情報保護法改正(令和4年4月1日施行)により「6か月以内に消去する(更新することは除く。)こととなるものは、「保有個人データ」ではない」とする記述が削除されました。

p.378 問題5 下から2行目

| | |
|-----|--------------------------|
| 修正前 | 又は3か月以内に消去する(更新することは除く。) |
| 修正後 | 又は6か月以内に消去する(更新することは除く。) |

p.379 問題5の解説文

| | |
|-----|---|
| 修正前 | × 「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人またはその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいいます。ただし、個人データのうち、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの、または6か月以内に消去する(更新することは除く。)こととなるものは、「保有個人データ」ではないとされています。本問は、「3か月」となっている部分が誤りです。 |
|-----|---|

| | |
|-----|---|
| 修正後 | <p>× 個人情報保護法ガイドライン（通則編）によれば、「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、本人またはその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」をいいます。ただし、個人データのうち、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものは、「保有個人データ」ではないとされています。本問は、「6か月以内に消去する（更新することは除く。）」となっている部分が余計な記述であり、誤りです。</p> |
|-----|---|

技術評論社 書籍編集部